

佐賀市農業委員会

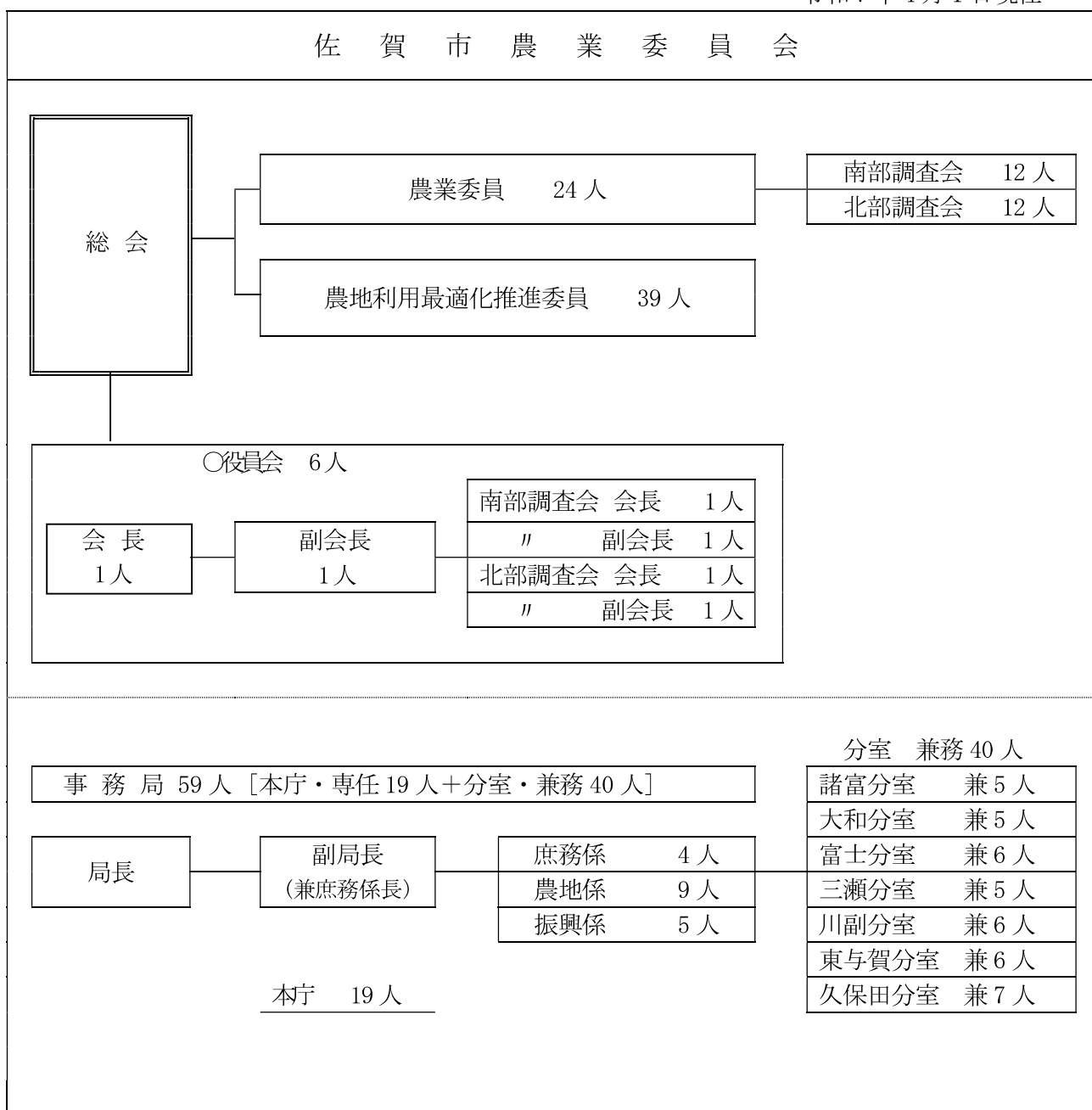
1 沿革

年月日	沿革	委員定数
平成17年10月1日	佐賀市農業委員会を新たに設置する。 合併特例法の適用により在任特例期間中は、旧市町村のすべての公選委員78人が引き続き在任する。 旧佐賀市30人、旧諸富町13人、旧大和町15人、 旧富士町10人、旧三瀬村10人 ・農業団体推薦委員8人 ・土地改良区推薦委員1人 ・議会推薦委員4人(11月4日選任) ○農地部会と振興部会を設置 ・東部調査会、西部調査会、諸富調査会、大和調査会、 富士調査会、三瀬調査会の6調査会を設置	選挙委員78人 (委員総数91人) 《在任特例期間》 平成17年10月1日 ? 平成18年3月31日
平成18年3月12日	第1回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員30人
平成18年4月1日	一般選挙後、初めての総会を開催する。 ・選挙委員30人 ・選任委員7人(農業団体推薦2人、土地改良区推薦1人、 議会推薦4人) ○農地部会18人、振興部会19人の2部会を設置 ・東部調査会と西部調査会の2調査会を設置	選挙委員30人 (委員総数37人)
平成19年10月1日	合併後、総会を開催する。 合併特例法の適用により在任特例期間中は、旧市町のすべての公選委員59人が引き続き在任する。 旧佐賀市30人、旧川副町16人、旧東与賀町7人、 旧久保田町6人 ・農業団体推薦委員2人、土地改良区1人 ・議会推薦委員4人(11月9日選任) ○農地部会18人、振興部会25人 ・東部調査会、西部調査会、川副調査会、東与賀調査会、 久保田調査会の5調査会を設置	選挙委員59人 (委員総数66人) 《在任特例期間》 平成19年10月1日 ? 平成21年3月31日
平成21年3月15日	第2回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員38人
平成21年4月1日	一般選挙後、初めての総会を開催する。 ・選挙委員38人 ・選任委員7人(農業団体推薦2人、土地改良区推薦1人、 議会推薦4人) ○農地部会18人、振興部会27人の2部会を設置 ・南部調査会と北部調査会の2調査会を設置	選挙委員38人 (委員総数45人) (任期:3年)
平成24年3月11日	第3回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員38人
平成27年3月1日	第4回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員38人
平成29年1月1日	農地転用許可権限に係る指定市町村の指定を受ける。	選挙委員38人
平成30年4月1日	法改正に伴い新体制へ移行 ○市長が、議会の同意を得て農業委員会委員を任命 ・農業委員24人 ○農業委員会が、農地利用最適化推進委員を委嘱 ・推進委員39人	農業委員24人 推進委員39人 計63人 (任期:3年)

年月日	沿 革	委員定数
令和3年4月1日	任期満了に伴い新制度2期目 ○市長が、議会の同意を得て農業委員会委員を任命 ・農業委員 24人 ○農業委員会が、農地利用最適化推進委員を委嘱 ・推進委員 39人	農業委員 24人 推進委員 39人 計 63人 (任期：3年)
令和6年4月1日	任期満了に伴い新制度3期目 ○市長が、議会の同意を得て農業委員会委員を任命 ・農業委員 24人 ○農業委員会が、農地利用最適化推進委員を委嘱 ・推進委員 39人	農業委員 24人 推進委員 39人 計 63人 (任期：3年)

2 構 成

令和7年4月1日現在



3 歴代会長

氏 名	就 任 年 月 日
松田 孝雄	平成17年10月1日～平成18年3月31日
馬郡 修	平成18年4月1日～平成24年3月31日
坂井 邦夫	平成24年4月2日～令和3年3月31日
大園 敏明	令和3年4月1日～現在

4 委員定数 (令和7年4月1日現在)

- ・農業委員会委員 24人
- ・農地利用最適化推進委員 39人

*改正された農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、農業委員会委員の公選制が廃止され、佐賀市においては平成30年4月から新体制に移行し、令和6年4月1日から新制度移行3期目となりました。

5 委員名簿

(1) 農業委員 (24人)

地区名	氏名	電話番号	地区名	氏名	電話番号
嘉瀬	蒲原 茂	090-4589-0512	鍋島	田中 郁子	30-4818
西与賀	飯盛 秀俊	090-8662-0611		布上 直道	32-1815
本庄	野田 悦伸	22-0595	中央	野田 政光	24-4023
北川副	式町 弘	090-4515-5482	高木瀬	永渕 昭	30-9038
巨勢	鵜池 隆喜	97-0482	兵庫	宮崎 和彦	30-9416
蓮池	平尾 泰弘	97-0321	金立	千綿文太郎	090-1340-4305
諸富	長尾 貞文	090-3987-2149	久保泉	山田 智	98-3587
川副	◎大園 敏明	45-0192	大和	北村タツ子	090-7396-9609
	増田 政治	45-3063		○吉田 和文	62-1394
東与賀	山田 道春	080-5252-0034		中山 光	62-5026
	山田 敦	090-5730-1068	富士	江口 典弘	090-1873-0807
久保田	八次 正	68-2282	三瀬	藤野 兼治	56-2625

◎は会長、○は副会長

(2) 農地利用最適化推進委員 (39 人)

地区名	氏 名	電話番号	地区名	氏 名	電話番号
嘉 瀬	船津丸浩之	090-2512-5007	鍋 島	納富 正文	26-3362
	梅原 克宏	090-8668-1788		松永 康弘	090-3799-3989
西与賀	蒲原 康文	090-4357-2761	中 央	貞富 裕昭	24-1952
本 庄	鳥谷 直己	26-0183	高木瀬	牧 良利	30-9384
北川副	馬場 広己	090-4349-1660	兵 庫	内田 義和	090-4585-8911
巨 勢	高橋 勝正	090-2580-2038		吉浦 和俊	080-1777-4633
蓮 池	園田 照男	97-0361	金 立	石田 勝美	98-0887
諸 富	山口 豊	090-8918-8747		永渕 敏信	98-0718
	吉田 泰理	090-7476-6990	久保泉	山本 輝夫	98-3116
川 副	徳永 正廣	45-1510		宮田 正彦	090-1872-3408
	野田 正喜	090-8830-1433		中嶋 浩樹	090-3327-9441
	元村 和則	45-3348	大 和	原口 雅敏	62-1659
	長谷川正博	090-4998-7014		飯塚 浩二	62-3483
東与賀	徳久 繁樹	090-5945-8126		副島 智幸	62-0492
	古川 友計	090-2712-3163	吉浦 正蔵	090-5738-5414	
久保田	山崎 芳高	68-2570	富 士	杉山 貞信	090-4589-8806
	塚原 勝則	090-8669-7801		吉浦 明	57-2809
	森 光則	090-8766-1569		光野 武広	58-2636
			三 瀬	眞手 秋浩	080-5273-2789
				久米 正喜	090-8391-8698
				杠 春好	080-8952-9910

6 会議の設置及び処理事項

種 別	内 容
総 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会の基本的事項に関する事項 2 農地法その他の法令によりその権限に属する事項 3 土地改良法その他の法令により、その権限に属する農地等の交換分合及びこれに付随する事項 4 農業経営基盤強化促進法によりその権限に属する事項 5 農地等の利用関係についてのあっせん（仲介）及び争議の防止に関する事項 6 農地等の交換分合のあっせん、その他農地事情の改善に関する事項 7 農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況の公表及び農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出 8 総会の議案決定に関する事項 9 役員を選出に関する事項 10 その他、会長が必要と認める事項
役員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会の運営に関する事項 2 その他、会長が必要と認める事項
調査会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会等に関する法律第35条第1項に定める事項 2 その他、会長が指示する事項

7 事務局事務分掌

令和7年4月1日現在

区 分		職名及び職員数		備 考
		局 長	1	
		副局長	1	事務局の総括
				局長を補佐し、事務の推進を図る。
本 庁	庶務係 (直通) 40-7340	副局長兼係長 主 査	(1) 3	<ol style="list-style-type: none"> 1 公印の管理に関する事。 2 所属職員の任免、服務その他人事に関する事。 3 文書の收受、発送及び保存に関する事。 4 予算・決算に関する事。 5 物品の請求、備品の管理、消耗品の受払保管に関する事。 6 条例、規程等の整備に関する事。 7 総会及び役員会に関する事。 8 他の係の所管に属しない事。
	農地係 (直通) 40-7341	主幹兼係長 主 幹 主 査 主 事	1 2 3 3	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法関係事務及び総会、調査会に関する事。 2 農地利用状況調査（農地パトロール）に関する事。 3 農地利用意向調査に関する事。 4 遊休農地の発生防止・解消に関する事。 5 農地紛争の和解の仲介に関する事。
	振興係 (直通) 40-7342	主幹兼係長 主 幹 主 査 主 事 再任用	1 1 1 1 1	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地中間管理事業による利用権設定に関する事。 2 農地売買等特例事業に関する事。 3 農業者年金に関する事。 4 農地等利用最適化推進施策に関する意見書に関する事。 5 農業委員会活動の啓発・広報に関する事。 6 農地中間管理機構との連携に関する事。 7 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予に関する事。 8 その他農業振興に関する事。
小計			19	

諸富分室 47-4905	兼分室長 1、兼主幹 2、 兼主査 2	計 5	<p>*各支所総務・地域振興グループで 農業委員会事務局を兼務 40人</p> <p>《7分室共通》 農業委員会に関する業務のうち、分室業務に 関すること。</p>
大和分室 62-1112	兼分室長 1、兼主幹 2、 兼主査 2	計 5	
富士分室 58-2112	兼分室長 1、兼主幹 1、 兼主査 2、兼主事 1、 兼再任用 1	計 6	
三瀬分室 56-2111	兼分室長 1、兼主幹 1、 兼主査 3	計 5	
川副分室 45-1111	兼分室長 1、兼主幹 1、 兼主査 3、兼再任用 1	計 6	
東与賀分室 45-1022	兼分室長 1、兼主幹 1、 兼主査 3、兼再任用 1	計 6	
久保田分室 68-2111	兼分室長 1、兼主幹 2、 兼主査 2、兼主事 2	計 7	

◎事務局職員総数 59人（19人＋兼務40人）

8 所掌事務事業

(1) 農地係関係

農地法の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律・国土利用計画法・都市計画関係諸法との関連に配慮しつつ、農業生産の場である農地の確保と、計画的な農地の有効利用を図ります。

ア 農地法関係事務及び総会、調査会

(ア) 農地法第3条（農地を農地のまま権利の移転、設定をする場合）許可申請については、農地法第3条第2項各号の規定により、調査会及び総会で審議・決定をします。

また、相続等により農地の権利を取得した者についても、第3条の3の規定による届出の処理を行います。

(イ) 農地法第4条（自らの農地を農地以外の目的に供する場合）及び第5条（農地の権利移転等を伴って農地を農地以外の目的に供する場合）の規定に基づく転用許可申請については、農地転用許可基準に基づき、調査会及び総会で審議・決定をします。

(ウ) 農地法第18条第1項（農地の賃貸借の解約等をする場合）の許可申請については、同条第2項の規定に基づき、調査会及び総会で審議・決定をします。

(エ) その他、農地法に基づく届出及び諸証明等の事務処理については、適正かつ迅速に処理を行います。

イ 農地利用状況調査（農地パトロール）

農業委員会が、管内全ての農地の利用状況について調査を行い、遊休農地がある場合には是正指導等を行います。

ウ 農地利用意向調査

農地利用状況調査により判明した遊休農地に関しては、所有者等への意向調査を行い、農地の有効活用を推進します。

エ 遊休農地の発生防止・解消

農地の有効利用を図るため、遊休農地の発生防止及び解消に向けて、ホームページ等での啓蒙活動を行うとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施し、遊休農地の解消に努めます。

オ 農地紛争の和解の仲介

農地の利用関係をめぐる紛争が生じた場合は、農地法に基づき対処します。

(2) 振興係関係

ア 農地中間管理事業による利用権設定の推進

意欲ある農業者に対する農用地の利用集積・集約、これらの農業者の経営管理の合理化を図り、農業経営基盤の強化を促進するため、農業振興地域内の農地について、農地中間管理機構（佐賀県農業公社）と連携し、農地中間管理事業による利用権設定を推進します。

イ 農地売買等特例事業の推進

農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）に売却相談があった農地を、農業経営の規模拡大等を考えている担い手（認定農業者等）に、農地利用最適化推進委員等があつせん（仲介）を行い、売買の調整ができたものについて、県農業公社が買入れた後、担い手に売渡す農地売買等特例事業を推進します。

ウ 農業者年金事業の推進

農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るため、農業者年金の加入推進に努めます。

エ 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出

農業委員会活動の中で得られた知見等に基づき、農地利用最適化の推進をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長へ提出します。

オ 農業委員会活動の周知・啓発

毎年1月に発行する「さがし農業委員会だより」に、農業委員・農地利用最適化推進委員や担い手の紹介、農業者年金の加入推進や全国農業新聞の購読推進、農地の売買・転用・利用権設定の手続に関する情報などを掲載し、市内の農業者等に対して農業委員会活動の周知・啓発を行います。

カ 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予制度の周知等

農業後継者が生前一括贈与により農地を取得した場合、また、相続人が相続又は遺贈により農地を取得した場合には、それぞれに贈与税、相続税の納税猶予制度が設けられています。農業後継者の育成と農地の分散防止のため、農地等の納税猶予制度の周知及びその制度に付随する事務手続等を行います。

キ その他農業振興関係事務

農地所有適格法人・一般法人に対する指導や家族経営協定の推進など、農業振興上必要な事務等を行います。